

講演

弁護士と弁護士会の未来

(2015年6月20日)

竹森裕子氏

略歴

- 1974年 一橋大学法学部卒業
- 1979年 一橋大学社会学部卒業
- 1985年 司法試験合格
- 1988年 弁護士登録（横浜弁護士会）
- 2007年 横浜弁護士会副会長 その他綱紀委員会委員長、業務妨害対策委員会委員長、公害・環境問題委員会委員、日弁連業務適正化委員会委員等を歴任
- 2015年 横浜弁護士会会長



司会（中村俊規教授）

本来はこの時間は2年生配当の法曹倫理ですが、毎年この時期に横浜弁護士会の会長をお招きして講演をお願いしています。本日は、今年度の竹森裕子会長においでいただきました。竹森会長をご紹介します。お生まれは瀬戸内海の小さな島だそうです。一橋大学法学部を卒業されたあと、同じく一橋大学の社会学部も卒業されています。昭和60年に司法試験に合格されて最高裁の司法研修所に入所されました。修習期は40期となります。修習を終えられたあと昭和63年に弁護士登録をして横浜弁護士会に入会されました。入会後は、平成19年度の横浜弁護士会の副会長をはじめ、横浜弁護士会の綱紀委員会の委員長、弁護士業務妨害対策委員会の委員長、公害環境問題委員会委員等を歴任しておられます。非常に気さくなお人柄ですから、本日は楽しいお話をしていただけるのではないかと考えております。

1 横浜弁護士会会長に就任して

ただいまご紹介いただいた竹森裕子でございます。本日は、少し参加者の人数が少ないようですが、どうぞよろしくお願ひします。ごんまりとしたゼミのような形でお話したいと思ひます。

いま中村先生からお話があったように、私は平成19年度に副会長を務めたことがあります。副会長は5人おりましたが、私が一番年長であることから筆頭副会長でした。その副会長の中で一番若い方がここにおられる中村先生でした。私は昭和63年に横浜弁護士会に入会して今日に至っています。この4月から会長職を務めておりますが、会長も副会長も任期は1年です。1年で全員が交代するので、弁護士会の外部の方からは会務の継続性に疑問を持たれているかもしれません。しかし、任期を長くすることにも問題があるのです。

みなさんは新聞報道等でご存じかと思いますが、「横浜弁護士会」という名称は来年の3月

31日で終わります。4月1日からは「神奈川県弁護士会」に名称が変わります。したがって、私は横浜弁護士会の最後の会長ということになります。

この機会に横浜弁護士会の歴史について少しお話したいと思います。ここにある冊子は横浜弁護士会創立125周年を記念して10年くらいまえに刊行したものです。来年神奈川県弁護士会に名称が変わるので、横浜弁護士会の歴史は136年で幕を閉じることになります。横浜弁護士会は、弁護士会という名前ではありませんでしたが、1880年（明治13年）、全国で一番はじめに「横浜代言人組合」として発足しました。6月27日に設立されています。またその2日後に東京弁護士会ができています。

さて、今日は聴講者の中に女性がお2人いらっしゃいます。いま横浜弁護士会の会員は、1,500人になろうとしています。まだ超えていません。しかし、おそらく年内には1,500名を超えようと思われま。そこで、みなさんは女性会員の割合がどのくらいになると思いますか？（聴講者）2割くらいでしょうか。（竹森）よい数字ですね。もうおひと方はいかがですか。（聴講者）1割ちょっとでしょうか。（竹森）実はまだ2割を超えていません。したがって、絶対数としてまだ300人を超えていません。しかし、新司法試験の合格者、すなわち、60期以降の会員に限定すると、女性会員はすでに3割を超えています。私が30年近く前に横浜弁護士会に入会した頃には、会員数自体が450人くらいで、女性会員はその1割、45名ほどでした。したがって、女性会員はお互いの顔がわかっていました。しかし、昨今では、状況が一変しました。横浜弁護士会には4つ支部があります。川崎支部、むかし小田原支部という名称であった現在の県西支部、横須賀支部、相模原支部です。各支部の会員の方々とはなかなか会う機会がありません。したがって、女性会員についても顔がわからないのです。

私は、横浜弁護士会の女性会長としては3代

目になります。「一番前の方、初めての女性会長は何年前に登場したと思いますか？」（聴講者）「10年くらいでしょうか？」（竹森）21年前です。1994年、平成6年に横溝正子先生（川崎支部）が最初の女性会長です。横溝先生は、また川崎支部の最初の女性会員です。その後いまから5年前に水地啓子先生が2人目の女性会長となりました。それで、私が今年3代目の女性会長になったのです。水地啓子先生は、昨年日弁連の副会長に就任されましたが、当会にとってははじめての日弁連女性副会長です。日弁連でも男女共同参画計画を推進していますが、政策意思決定過程においては、女性の数はそれほど多くありません。日弁連の会長は1名2年任期です。副会長は13名いるのですが、副会長も会長とともに全員が交代します。去年13名の副会長のうち3名が女性でした。ところが今年、女性はゼロ人です。基本的には、日弁連の副会長は、全国で52の弁護士会で会長職を経験した方が就任する。そこで、当会の例でもわかるように、単位弁護士会の女性会長が少ないので、日弁連の女性副会長も少ないのです。去年はたまたま3人おられたのですが、今年ゼロです。男女共同参画を推進している日弁連としてはこれでは困るので、村越進会長が悩まれたすえ水地啓子氏と稲田知江子氏を特別補佐に迎えています。だから、水地先生は今年もご多忙です。男女共同参画について、日弁連はそれなりに先進的な地位にあります。横浜弁護士会ではどうでしょうか。弁護士会の一番基本的なところはまず委員会活動です。その委員会で責任者を務める女性会員はまだそれほど多くありません。日弁連も各弁護士会もそういう委員会で女性に活躍してほしいと思っているところですが、女性会員がなかなか責任者にならないことについてはいくつか理由があります。最近、結婚は全く障碍ではなくなりました。しかし、子育てが問題です。小さいお子さんがいるとなかなか夜の会議・会合には参加することができません。もっともこれは、弁護士だけ

でなく、仕事をする女性一般の問題です。

2 業務妨害対策委員会について

さきほど中村先生からもご紹介いただきましたが、私は業務妨害対策委員会の委員長と綱紀委員会の委員長を務めておりました。そこでどうしてもみなさんにお伝えしておきたいことがあります。まず業務妨害に関してですが、坂本弁護士一家の事件があります。事件発生から今年で26年、また地下鉄サリン事件から21年になります。当時私は弁護士登録をしてから2年目に入っていました。1989年11月、坂本堤弁護士と奥様の都子さん、それから1人息子の龍彦ちゃんがいなくなりました。当時坂本弁護士は横浜法律事務所に勤務していましたが、横浜法律事務所の同僚の先生方は、「坂本弁護士がどこかに行くはずはない。」と確信していたと思います。しかし、それにもかかわらず警察は長い間失踪事件としての捜査しかしませんでした。私たちは具体的な刑事事件の場では警察や検察と対立構造にあります。こういう事件が起きたときには何の権力も持っていません。捜査権がない。したがって、そういう大きな刑事事件の関係では捜査機関の手を借りざるを得ないところがあります。それで同僚の方々は神奈川県警に何度も足を運ばれました。しかし、失踪事件としての対策本部しか立ち上がりませんでした。そのうちにどんどん時間が経過しました。当時、横浜弁護士会の会員や事務所の同僚の方々は、坂本弁護士一家が生存していると思っていました。拉致犯はおそらくオウム真理教の中にいると思われていましたが、さすがに殺害されているとまでは考えられていませんでした。そこで、弁護士会の仲間で救出の活動を始めようということで、「生きて帰れ！」という名前で救出の会を立ち上げました。この会は長年活動してきましたが、残念なことに6年後に3人ともご遺体で発見されたわけです。その間坂本弁護士のお母様、都子さんのご両親は、この救出活動に寝る間もないほど携わ

りました。それは、坂本一家の生存を本当に信じていたからですね。ご遺体が発見されたときは、さぞ大変な思いがあったと思います。坂本弁護士事件は決して忘れてはいけないのですが、これはわが国において究極の弁護士業務妨害事件となりました。坂本弁護士事件をきっかけに弁護士に対する業務妨害があってはいけない、それは、弁護士だから特別に保護されるべきだということではなく、弁護士が攻撃されるということは、市民の権利を擁護するという弁護士の使命が脅かされる、弁護士が市民を護ることに躊躇することになりかねない。その意味で弁護士の業務妨害は防止されなければならないのです。

そこで坂本弁護士事件以降弁護士会の内部に業務妨害対策委員会が立ち上がったのです。これは日弁連の中にも設けられました。それ以来、20年が経過しましたが、横浜弁護士会の内部では少なくとも大きな業務妨害事件は起きていませんでした。ところが、私が業務妨害対策委員会の委員長を務めていた平成22年6月2日、いまから5年前のことですが、また弁護士が亡くなるという事態が発生しました。前野義広弁護士が殺害された事件です。5年前というのは、坂本弁護士一家の事件から20年が経過しているので、ある意味で事件は風化しつつあったのかなと思います。私は坂本弁護士とは直接の面識はありませんでしたが、救出部隊の末端で救出活動に加わっていたので、坂本弁護士事件の実態については若干の知識があります。しかし、新しい会員が増加して坂本弁護士事件を全く知らないという世代がでてきている中、平成22年に前野義広弁護士が殺害されるという事件が起きてしまいました。

その事件が別な意味で衝撃的であったのは、おそらく坂本弁護士事件では特殊な犯人である、オウム真理教という狂信的な団体である、そういう事件に関わらなければ業務妨害に遭うことはないという既成観念が壊されたことです。とくに坂本弁護士事件の後に弁護士になられた

方々にとっては衝撃が大きかったと思います。この前野弁護士事件では、犯人は離婚事件で本人訴訟をしていた夫であり、被害者は妻の弁護士でした。離婚事件というのは、横浜弁護士会の会員であれば1件や2件は必ず担当するようなごく普通の事件です。だから横浜弁護士会の会員にとっても、自分が離婚事件の相手方によって刺殺される可能性があることを知ったという意味において、衝撃が強かったと思います。私は業務妨害対策委員会の委員長でしたから「なぜ前野事件が起きたのか、坂本弁護士事件から何事もなかったのに」という悔悟の念があります。とにかく調査して会員にお知らせしなければならぬ。しかし、犯人はどこかに身を隠して1ヶ月ほど捕まらなかった。担当の加賀町警察では、事件が起きた日に犯人の目星をつけていたようですが、当然機密性のある捜査情報ですからマスコミに対する発表はありませんでした。私の事務所も事件現場から数百メートル離れたところにある関係で危険性を感じていました。しばらくは現場付近を通ることが怖かった。無事に犯人が逮捕、起訴されて、裁判員裁判になりました。公判は1週間ほどで、基本的には大きな争点はなかったと思います。私は、業務妨害対策委員会の委員長として全公判を傍聴し、被告人の陳述も聴きました。また公判の後刑事記録を読ませていただきましたが、最終的にはなぜ前野弁護士が亡くならなければならなかったのかは、わかりませんでした。業務妨害対策の方法についていくつかの観点はありましたが、最終的にこうすれば防げたという解決策はありませんでした。それでもと考えて報告書を書き上げました。まず事件のときに前野弁護士が所属していた事務所のドアがロックされていなかった。その事務所は弁護士2人、女性事務職員1人の体制でした。事件当日は、所長弁護士は終日外出で不在、たまたま事件が起きたときに女性職員は外に用事があり、前野弁護士が1人で対応した。女性事務職員が1人で在室しているときには、通常ドアに鍵をかけ

ておく措置がとられていました。しかし、前野弁護士は自らが弁護士であるし、おそらく男性であるということもあってドアをロックしていなかった。ロックされていたら、事件を防止できたかと言えば、そうでないかもしれない。しかし、少なくとも当日はロックされていれば予約のない来客、しかも本人訴訟の相手方であつDVの加害者ですから、対処の仕方があったかもしれない。しかし、その日に事件を回避できてもまた別の日に別の機会に攻撃される可能性もあるので、業務妨害を完璧に防ぐことはできないのです。私自身もとても怖いのです。いまでも危険な事件がときどきあります。防止は困難であっても、また怖いと思っても仕事はやらざるを得ない。勇気を出してやるというのが弁護士だろうと思います。

前野弁護士事件の報告書の結論は、坂本事件のときから20数年を経て時代が変わっているので、私たち弁護士が業務妨害に遭う可能性はより大きくなっている。基本的にはどのような事件でも業務妨害がおきるという認識のもとに普通の弁護士活動をやっていただきたいというお願いです。しかしそれは「こうしなさい」と言うものではありません。ロックの件に関しても、業務妨害対策委員会としては「ロックはした方がよい」というアドバイスはしますが、坂本弁護士が所属していた横浜法律事務所は、事務所の方針としていまだにドアはオープンを貫いています。横浜法律事務所には複数の弁護士が所属しているし、事務職員も男女取り混ぜて多数いるので、ある程度の安全性は担保されているでしょう。また弁護士会としてドアロックを強制することはできないのです。

私の事務所は、いま4名の弁護士、そのうち男性が1で3人は女性です。5年前の前野事件が起きた頃、ドアは開けっ放しでした。以前から事務局からは「怖いのでドアをロックしたい」という要望はあったのですが、それほど危険な事件は引き受けていないので、ドア解放を維持していました。しかし、自分自身少し問題

を軽視していたところがあったので、前野弁護士事件以降これではいけないと反省し、ドアは施錠し、予約のない方にはお会いしないという方針をとっていますが、ドアの鍵を開けたり閉めたりするのはなかなか面倒ではあります。

そのほかにも業務妨害対策として、危険な人に会わないというのが一番よいのです。しかし、私は、離婚事件に際して基本的には奥様側の依頼を受けることが多い。奥様の方から「別れたい」というと、だいたい男性側は「いやだ」と言います。夫側には弁護士はついていない。夫はとにかく奥さんと話をしたいと言うけれども、奥さんの方は会いたくないというので、代理人である私が夫と会うしかない。その際、基本的に1対1では会わないことにしています。事務所面で面会する場合は、まだよいのです。しかし、「事務所には行かない」と拒絶される場合には、決して密室ではなく、大勢の人目のあるところで会うようにしています。また事務所に来訪していただく場合にも、自分1人が在室という場合は避け、しかもテーブル上に危険なものは置かない。いざというときには私がすぐに脱出できるように来訪者には奥の方に座していただく。そういう準備をしながら会うということになります。初対面の方の場合、やはり緊張します。前野弁護士事件の犯人は、奥様と同居していた頃には日常的に暴力を振るような人ではなかった。別れるという問題が起きたときに、奥様の方では調停の申立てをしてすぐに身を隠してしまわれた。路上でたまたま夫と遭遇したときに夫から「殺してやる！」と言葉で脅かされたことはあるけれども、物理的に乱暴されたことはなかった。おそらく前野弁護士は奥様からそういう話を聞いていても、夫があれだけ過激な行動に出ることは想像されていなかったと思います。私は幸いにしていままでは無事に生きてこられました。今後も、危険な事件は、1人では担当しないことにしています。しかし、問題は受任に際して事件の危険性の判断をすることができないことです。危険かもしれない、そうで

ないかもしれない。危険かもしれないのでその対策をとりながら受任し、結果的には大丈夫であったという場合がほとんどです。弁護士には、弁護士活動をするうえにおいて常に業務妨害の可能性を念頭においていただきたいと思います。

しかし、この思いがなかなか若手のみなさんに伝わらない。新人弁護士研修の場で必ず弁護士業務妨害対策委員会の委員長またはそれに代わる人がレクチャーをしています。レクチャーはするのですが、新人弁護士研修の際にはものすごくたくさんの情報を与えられるので、このことが頭に入るかどうかについて不安があります。また新人弁護士研修の際にはまだ実際に事件の経験がないので、どういう事件が危険なのかを判断することが難しいという問題もあります。いま私が思いますに、坂本弁護士が弁護士3年目、前野弁護士も弁護士3年目に事件に遭遇している。3年目というのは、どういう状態か。私自身を振り返ってみると、1年目は無我夢中、2年目は若干のゆとりができる。3年目になると自分もなんとかやっていけそうだという自信が少しできる頃で、そこに危険があるのかなと思います。本日のお話は、法曹倫理の授業として行われているわけですが、弁護士は常に弁護士倫理を遵守していなければならず、5年目ごとに研修を必修として課されています。しかし、それでは少し遅い。新人のときから5年後の研修というのでは、危険な3年目がカバーされていない。いま業務妨害対策だけではなく、新人にも倫理をもう一度学んでほしいという趣旨で、3年目研修も必修となりました。この試みがどの程度若い弁護士のみなさんの心に響くか見守っているところです。業務妨害のお話はこれくらいにしておきます。

3 過払金返還請求事件について

私は横浜弁護士会の会長として、また日弁連の理事として、1ヶ月に最低2日、全国の単位弁護士会の会長等が集まる日弁連の理事会に参加しています。この6月は、昨日と一昨日に理

事会がありました。みなさんもお存じでしょうが、日弁連では法曹養成問題対策委員会を立ち上げているので、その最新の情報を後でお伝えしたいと思います。また私が28年間弁護士をやってきて、面白かったという言い方をすると語弊があるかもしれませんが、2つの事件をご紹介しますとおきたいと思います。1番目が過払いバブルと言われている消費者金融の問題に関係します。過払金の返還請求が問題となる前に、大きな社会問題が発生しました。厳しい取立ての前におびたしい自殺者が出た。また過払いバブルは、自殺者、自己破産や会社を倒産させた方々など大勢の屍のうえにやっと過払金の返還請求が認められたのです。

私が弁護士になって2〜3年目くらいに、消費者金融の問題に関わりました。この問題の法的な論点は、貸金業法43条の金利の扱い方でした。この論点については、長い間議論されていましたが、少なくともその当時でさえ裁判になってしまえば利息制限法上の金利に引き直すことが可能でした。しかし、債務者がすべて弁護士に依頼するわけではない、またどこにアクセスしてよいかわからない人が多かった。これは今の時代とはだいぶ違います。また裁判で利息制限法による金利の引直しは可能でも、過払分の返還請求はなかなか認められませんでした。全国に多数の債務者がいて一つ一つの事件で訴訟をやっていたのではらちがあかないので、全国的な弁護士団が結成され、またそれには大勢の司法書士の方々も参加しました。その訴訟活動をやる中でようやく平成15年に最高裁の判決が1つ出ました。そこで潮目が変わったのです。私もこの最高裁判決の前に同じような主張をしていたはずなのですが、しかし理屈の部分が不十分でした。結論ありきという言い方だった。それを裁判所にわかってもらうために地道な努力が続けられて、ようやく最高裁の判決が出たのです。それまで、私は、最高裁の判例とは直接関係がないものと思っていました。しかし、私は、この事件を通じて最高裁の判例によ

りこれだけ世の中ががらりと変わって行くということを目の当たりにし、まさに時代が動いていることを実感しました。

私は、平成15年以降、弁護団の一員として最高裁で初めて弁論をしました。商工ローンの大手日栄を相手とする訴訟でしたが、最高裁が口頭弁論を開くのは、基本的には従来の判決を覆すということです。私は、自分が最高裁で弁論を行う場面を全く想定していなかったので、はらはらどきどき緊張しました。弁論を無事に終えることができましたが、考えてみれば、この事件も最高裁の歴史の一コマでした。最高裁が判例を変えるというのは、画期的なことですが、それは社会にとってプラスの側面ですが、逆に言うと、そこまで行かなければ判例が変わらない。それまでに多数の自殺者が出ている。破産者もたくさん出ている。そういう社会状況の中で10数年経過しないと判例が変わらないというのは、ものすごく残念なことです。もう少しなんとかならないものかと思いました。それでもそのような判例がでたということは、弁護士や司法書士の主張に耳を傾けた裁判官がいたということです。私たちは、依頼者の利益を護るために日々地道に活動しているのですが、それがひいては国の施策にも影響を及ぼすことになるし、そういう活動ができる職業です。商工ローンの事件を通じて最高裁の判例が変わる状況を目の当たりにしたのは、とても勉強になりました。

4 菓のうえの養子事件について

あともう一つ最高裁まで行った事件として、いわゆる菓のうえの養子事件があります。珍しい事案で、日本法と台湾法にまたがり、台湾法上では養子縁組届が出されていました。台湾人である父親、日本人である養父がいるのですが、日本法上は戸籍届けがだされていないのです。私たちは、最高裁まで争いましたが、残念ながら敗訴しました。この事案では、最初に受任した弁護士が最高裁へ上告受理の申立てをする段

階で応援を頼まれたのです。女性ばかり3人の弁護士が応援にかけつけ合計4人の女性弁護団が立ち上がりました。4人ともお酒をたしなむ、辛いものが好きということで上告理由書をどう書くか等侃々諤々の議論した後に楽しいひとときを過ごしたこともありました。弁護団を組むことで、いろいろな人のお話を聞くことができる、自分1人では持てなかった発想が出てくるのです。しかも大きな事件となると1人で担当することは難しい。弁護団としてやることはよいことだと実感しました。私は、厚木基地訴訟等大きな事件には関わっていないのですが、小さな弁護団事件でも弁護士が力を合わせてやるということは、大きな力を発揮することができることを実感したのです。

5 弁護士の姿勢について

最高裁ではないのですが、私が女性であることからいつ頃から離婚事件を多く扱うようになりました。一時期10件ほどの離婚事件を抱えたことがあります。基本的に奥様側からの依頼を受けています。一言で離婚事件と言いますが、事件ごとにそれぞれ様相が異なります。しかし、基本的には法律的な枠組みとしては離婚原因があるか、未成年の子がいる場合には親権をどちらが持つか、あとは財産的な問題で養育費、財産分与、慰謝料をどうするかという括りになります。依頼者が弁護士に依頼するとき、法律問題の解決のほかに相手に対する感情の問題があります。その場合どうすべきか。弁護士は直接に依頼者と話をし、依頼者の言うことが全面的に正しいともいえないので、「法的にはこうなる」というように説得しなければならぬ。基本的には、弁護士の一番大きな仕事は説得する技術かなと思います。弁護士はだれでもベースとなる法的な枠組みについては理解しているはずで、それを自分の依頼者にどう説得することができるか。それは依頼者と弁護士がどう信頼関係を保つことができるかにかかっている。弁護士にはそれぞれノウハウがありま

す。私は先ほどお話したように基本的には奥様側から依頼を受けるようにしているので、一応女性の立場を理解することができると思います。私の事務所に相談に来られた方の中には、男性弁護士のところに相談に行ったところ「あなたのいう離婚原因の理由がわからない」、「私がこんなに苦しんでいるのにあの男の弁護士は何もわかってくれない」と言われた方が何人かいます。「それくらいは我慢しなさい」「長男の嫁なのだから」等言われるのです。女性弁護士はそういう意味で女性の依頼者と共感することができる面があります。したがって、女性弁護士が女性の依頼者の期待に応えることができる場面は少なくないと思います。もちろん男性の弁護士でも男性の依頼者に対して「あなたはそうおっしゃるけれども、女性の方ではこう思っているかもしれませんよ」と説得する場合もあるでしょうね。とにかく依頼者との間に信頼関係がないと仕事はできません。

私たちが先輩から言われることは、「背後から依頼者に撃たれるな」ということです。当然相手方とは全面的に戦わざるを得ない。弁護士としては依頼者のためにこれだけ戦っているのに、実際には依頼者が代理人である弁護士を背後から撃つようなことがあるのです。自分の弁護士としての力は相手方に対して2割、依頼者に対して8割使えということが言われるのです。それくらい依頼者は大切でもあるし、その方のために仕事をし、報酬をいただいて、私たち弁護士の生活が成り立つのですが、それだけに依頼者との信頼関係を保つことは難しいのです。いつも依頼者の言うことが正しくて弁護士もその通りに頑張るということであればよい。しかし、一方が全面的に正しく、他方が全面的に悪いという事件は世の中にそう多くはありません。泥棒にも1分の理屈ということわざがありますね。そうすると依頼者の言い分の最低ラインは護る必要があるけれども、「この点はあなたがいくらそう思っているでも通用しない」という言い方で依頼者を説得することが

大切な仕事であるように思います。

大変な事件が終わって依頼者に感謝されたときは、弁護士としてのやり甲斐になります。が、「あれほど頑張ったのに全く評価されなかった」ということもあります。こういう例があります。離婚事件で、私としてはすごく簡単に終わった事件であり、それほど感謝されることはないという認識を持っていたのですが、依頼者がものすごく喜んでくれて報酬以外にも届け物をしてくださったことがあります。その反面、すごく大変な事件を長い時間をかけて頑張って解決したにも拘わらずあまり感謝されないことがあります。私が私の夫に対してつい愚痴を語ったところ、夫は、「依頼者にとっては早期解決が重要だったのかもしれない」と言うのです。私はなるほどと思ったことがあります。

6 公害・環境問題委員会について

弁護士会はいろいろな公益活動をやっていますが、その公益活動の基盤は各委員会です。私はもう長年公害・環境問題委員会というところに属しています。その他には、弁護士人事委員会、弁護士業務妨害対策委員会と綱紀委員会にも属しておりました。横浜弁護士会にはいま50近い委員会があります。その中には法律上必ず設置しなければならない委員会もあります。資格審査委員会、綱紀委員会、懲戒委員会あるいは選挙管理委員会等です。それ以外にもいろいろな公益活動をする委員会があります。またいま国会で憲法論議がなされていますが、憲法問題対策本部もあります。みなさんに一番関わりのある法曹養成制度を検討する特別委員会もある。横浜弁護士会は、各弁護士にその1つ以上の委員会に参加することを推奨しています。ところが、弁護士が1,500人もいると、いろいろな意見が出ます。たとえば、弁護士会はそんなに大きな団体を目指すべきではない。会費は、むしろ会員に役立つような研修制度に当てるべきだ、等です。先日5月25日の通常総会で安保法制に反対する議案が上程され、大部分の人

が賛成して可決されましたが、当然反対のご意見もありました。

私は、弁護士会の仕事はいろいろな委員会活動が基盤にあることで各種の公益活動ができると考えています。またその公益活動をやらない人もいますが、それは公平ではない。1委員会に1年間12回出席すると、12ポイントが付与される、また12ポイントに足りない方には負担金を払ってもらうという制度があります。せめてどこか1つの委員会に所属すれば簡単にクリアできる問題であるのに、委員会活動に関心を持たない会員もいるのです。そういう意味で弁護士会も決して一枚岩ではない。それでも、総会で反対の意見が述べられても、決議が通り方向性が決まると、みなさんその方向で活動してくれます。弁護士会では適正手続については厳格です。また適正手続を経て決定した事柄に関しては、これを遵守するというところが横浜弁護士会の会員のよいところであると思います。

私の属している公害・環境問題委員会というのは、川崎で公害事件が発生し、多数のぜんそく患者等被害者が出た頃に立ち上がったもので、その頃はとても活発に活動していました。水俣病であるとか大きな公害事件がなくなってきたと思われる昨今です。当初は公害問題対策委員会でしたが、そこに「環境」が加わりました。川崎の空気がきれいになればよい、それから水俣病の水銀が排出されなければよいというだけのものではありません。いまは温暖化などにより地球環境のすべてが問題でしょう。生物多様性も危機的な状態です。公害だけでなく地球環境を護ることに目を向けて活動していきたいという趣旨で「環境」が追加されたのです。いま毎年県外に調査旅行に出かけます。去年は奥尻島に行って地震の影響を調査しました。また津波によって受けた被害がどれだけ回復しているかを視察しました。しかし、委員以外の会員からは遊びに行っていると思われるので、残念ではあります。私はずいぶん前からこの公害・環境問題対策委員会に属しているのですが、一

時期食品添加物部会というものがあったときに部会長になりました。ところが委員会を開いても、だれも出席しない。それで私も出なくなり一時この委員会活動をやめていました。おそらく公害・環境問題対策委員会としては、屋久島に調査旅行に行ったのが調査旅行の最初で、私はその当時委員ではなかったのですが、これに参加しました。それ以来南の方の島廻りをしました。これらについてはすべてについて調査報告書が残っています。いま屋久島であれ奄美であれ、観光で行くことも容易です。御蔵島、佐渡、利尻、礼文にも行きました。弁護士会で公害・環境問題の調査に参りましたということで、役所にヒヤリングのお願いをし、事前に質問事項をお送りします。すると、自治体では丁寧に対応して下さいます。当日訪問して資料を頂くとともに直接にディスカッションをするということになります。これは本当に得がたい大切な機会です。私たちが普段自分の仕事として関与しているのは、公害等が発生していてその被害者ばかりです。被害者が明日にでも亡くなってしまいそうなのに、裁判所が手助けをしてくれない。そういう状況の中で、この調査旅行は私たちのモチベーションを維持するためにも重要なのです。

7 弁護士人事委員会・人材育成支援委員会について

私はいま弁護士人事委員会と人材育成支援委員会にも所属しています。人材育成支援委員会は、以前は弁護士人事委員会の中にありました。弁護士人事委員会は基本的に1期2年制ですが、通常は2期やる。最近では最長で3期まで可能となりました。しかし、3期6年でも解決しない問題がたくさんあります。たとえば、司法研修所の教官、司法試験の考査委員等の任期です。あとは、自治体の包括外部監査人であるとか、究極的には最高裁の裁判官を出したいということもあります。さらに自治体に任期付き公務員であれ、弁護士を公務員として採用してもら

という息の長い活動がある。その活動の一環で、去年から最高裁の裁判官訪問をやっています。弁護士から任官された裁判官がおられるので、人材育成支援委員会の委員長である木村弁護士が中心となり、直接面識のある最高裁裁判官を訪問しています。裁判官室で懇談し、さらに地階の食堂で会食し、意見交換をします。私は、去年と今年の2回参加しました。最高裁裁判官は、一般的には雲の上の存在です。最高裁裁判官は選挙の際に国民審査を受けるけれども、実際にその身分を否定されたことはありません。国民審査の前に、個々の裁判官がどういう判決に関与し、どういう意見を述べたかという情報は公報で発表されますが、私たちがそれを読んでも個々の裁判官の人物像はよくわからないのが実情です。しかし、実際に裁判官にお会いし、その人柄に接すると、裁判官が普段どういう意見を持ち、どういう気持ちで上告事件に関わり、また当事者の主張をどう聞き入れてくれるのか等がわかるのです。もちろん個別事件には触れませんが、裁判官は率直に語って下さるのです。その裁判官の言葉で、私の心に残っていることがあります。「あれ？ この事件はおかしいね」ということを最高裁の裁判官に思わせることが大切だということです。法的な理屈だけではない。もちろん裁判の場では理屈が大切ですが、法的な部分でもそうでない部分でも下級審の裁判はここがおかしいというところをはっきりさせることです。同じ裁判官に2度お会いすると、これまでは最高裁は奥の院のようなところと思っていましたが、ものすごく身近に感じるようになりました。何年後になるかわかりませんが、横浜弁護士会からも、最高裁裁判官を送り出したいものです。

8 綱紀委員会・懲戒委員会について

さて、法曹倫理の授業で落としてはいけないのが綱紀、懲戒の問題です。みなさんご承知のように、弁護士会には自治体が認められています。会所属の弁護士が非行行為をしたときに、

それに懲戒権を発動することができるのは当該の弁護士会です。裁判所でも検察庁でも国会でもありません。私たち弁護士が懲戒する権限を持っているのです。これは、弁護士会が戦後に初めて勝ち得た権利なのです。私はいまこの弁護士自治が崩壊するかもしれないという危機感を持っています。まことに残念なことに去年の12月9日に、横浜弁護士会のある弁護士が数千万円の横領事件を起こしたということで当該弁護士は、綱紀委員会の審議を経て懲戒委員会で1年4ヶ月の業務停止という結果になりました。また今年の1月には、弁護士会が立件する事件が生じました。会立件をした場合、当日に事前公表します。その弁護士は、5月26日に逮捕されなかつ6月17日に再逮捕されています。懲戒の申立てはだれでもできますが、大部分は理由のないものであることから、懲戒委員会で審議する前に綱紀委員会で粗ごなしをします。私は、まる4年、去年の5月31日まで綱紀委員会の委員を務めました。そのうち2年間は委員長でした。その経験上、どうしてこのようなことで懲戒請求をするのか疑問に思う例がたくさんあります。事件について依頼を受けた弁護士が最初に正確に説明をしておけば申立てに至ることはなかったと思われるものもありますが、誤解に基づいて嫌がらせのために申立てをするという例もあります。私も弁護士になって3年目に懲戒請求を受けたことがあります。その件は無事に済んでよかったのですが、離婚訴訟で本人訴訟をしていた夫の方から申立てを受けました。申立てを受けると、綱紀委員会の審査にかかっている間、ものすごくいやな気持ちになります。最終的に懲戒にならなくても綱紀委員会の審査にかかるだけで精神的負担にはなります。

先ほど申し上げた会立件ですが、基本的には市民が自ら依頼した弁護士又は相手方の弁護士について懲戒請求するのですが、弁護士会自体がその会員について「〇〇のような非行があるので調査して懲戒してください」という申立て

を行う案件を会立件というのです。会立件というのは、それなりにハードルが高く十分な証拠が必要です。したがって、会立件されることは、ほぼ懲戒されることと同じです。本来であれば、懲戒請求を申し立てられただけでは、一般には公表しません。まだ最終的に懲戒されるかどうか分からないからです。しかし、弁護士会で調査し、懲戒に相当する事情や証拠があるという場合には、あらたな被害者を生まないためにマスコミ等に対して事前公表します。先日再逮捕された弁護士は、起訴されたので有罪になると思われれます。有罪になると、被害額はまだいくらになるかわかりませんが、少なくとも数千万円にはなるので、懲役刑を宣告され、執行猶予がつくことは難しいでしょう。そうすると弁護士資格を喪失することになります。服役後はどうなるか。懲役に服しても司法試験に合格したという事実は残るので、またどこかで登録請求ができます。しかし、どこの単位弁護士会でもこのような事情があるときは登録を認めないでしょうから、もはや弁護士活動を再開することは事実上不可能に近いと言えます。弁護士は、そういうことをよく承知している。しかし、不祥事が起きるのです。その原因としては、経済事情がよくないということがあるのかもしれない。司法修習生の就職先がなかなか見つからないというのも、経済事情が背景にありそうです。しかし、みなさんは、なぜロースクールに入学して法曹を目指したのか。みなさんにはそれぞれ秘めた思いがあるのではないのでしょうか。みなさんはそれを大切に是非頑張っていたきたいと思います。

9 私と司法試験について

私が弁護士になったのはそれほど高邁な志があったわけではありません。私は、大学には一浪して1970年に入学しました。当時、大学紛争は終息方向には向かっていましたが、まだ世の中は落ち着いてはいませんでした。1969年というのはどういう年であったか覚えています

か。大学紛争のため、唯一東大で入学試験が実施されなかった年です。したがって、この年に東大入学者はいません。翌年に私が一橋大学に入学したとき、前年度に東大に入学していたかもしれない人々が先輩としていたわけです。この先輩方は、先生方からも「優秀だ」とよく言われていました。そのような環境の中で、私は広島から上京してきて、大学4年間を安閑として過ごしていたように思います。冗談のように司法試験を受けていましたが、択一試験にさえ受かるはずもありません。法学部は卒業したのですが、就職する勇気もなくモラトリアムのように社会学部に学士入学しました。1年過ぎた時点で父親が病に倒れたので、これ以上父に負担をかけることができなくなり民間の会社に就職しました。就職先がなんとコンピュータのソフトウェア関係の会社でした。私は全くの機械音痴で、面接の際に「私は機械音痴ですが本当にやっていけるでしょうか」と面接担当者に尋ねたほどでした。「大丈夫」と言われて、なんとかはなったのですが、当時コボルというプログラム言語があり、それを手書きで作成していました。コンピュータを使うよりも人間の手作業の方が経費がかからなかった時代です。私には機械に使われる仕事は合わないと思い、2年と1ヶ月で退職しました。当時は、今日のように1人が1台のパソコンを使用する時代が来るとは全く予想することができず、いまから思えば、先見の明のない私でした。退職したのは、そういう事情もありましたが、寿退社の側面もありました。その後、社会学部に復学し、卒業論文を書いて卒業しました。もし、子供に恵まれていたら教育ママになって現在とは違う人生を歩んでいたかもしれません。しかし、幸か不幸か子供には恵まれませんでした。夫は会社で長時間労働で、その分私は暇になる。それで再就職を考えたのですが、4大卒の女性の中途採用というのは困難でした。そのようなときに、法学部時代の友人が、夫の転勤でたまたま東京に戻ってきました。それで彼女が私を誘ってく

れて一緒に本格的に司法試験の勉強を始めたのです。時間はかかりましたが、それで今日の私があります。したがって、私が弁護士を目指すに当たって高い理想があったわけでもないのです。しかし、私は、本当は検事に任官したいという気持ちもありました。いまのように民事訴訟法と刑事訴訟法という2つの訴訟法が試験科目ではなく、訴訟法は1科目で足りましたし、また私は学部時代には刑事訴訟法しか学んでいませんでした。それで検事が念頭にあったのですが、結婚しているので選択肢としては転動のない弁護士しかない。弁護士は消極的に選んだ結果です。しかし、この仕事を選んでよかったと思います。高邁な志を持っていなくても、弁護士にはなることができるというのが、私のお話です。

10 終わりに

いまみなさんが心配しているのは、法曹養成の制度がまた変わるのではないかということでしょう。神大も来年から法科大学院の学生募集が停止されるということですし、この6月に法曹養成制度改革推進会議のとりまとめ案というものが出ました。それによると、司法試験の合格者数は、1,500人程度を上回ることを目指すとされ、質を確保することが大切だと言われています。日弁連ではこの報告をある程度評価しているのですが、この質をどう確保するのか、法科大学院の組織・運営をも含めてのことですが、まだまだ課題はあると思います。

あとは司法試験の予備試験の問題があります。ロースクールは期間も長いし費用もかかる。またようやく合格しても就職口が見つからない。これでは法曹界を目指す有為な人材がいなくなってしまう。ロースクール制度ができたとき、法曹を目指す人は5万人いたのですが、現在は1万人程度です。これは危機的状況です。本来法曹志望をもっている人々が法曹を目指していない。法曹養成制度改革推進会議でもようやくこの危機意識を持ったようです。したがって、ま

だ変革は行われるはずです。日弁連もまだこの問題について努力を傾けたいと言っているし、私も日弁連の理事として取り組んでいきます。みなさんも決して悲観するのではなく、可能性を目指して頑張ってください。みなさんが合格する頃にはもう横浜弁護士会ではなく神奈川県弁護士会になっていますが、みなさんのご入会をお待ちしています。

司会 竹森先生、貴重なお話をいただき、ありがとうございます。せっかくの機会ですから、竹森先生に質問がありましたらどうぞ。

○ 弁護士になって経験を積むことで解決できるように思うのですが、ロースクール在学中に「これはやっておいた方がよい」と思われることはあるでしょうか。

竹森 これが正解ですという答えはなかなか見つかりませんが、私は、弁護士になって以来カウンセリングの技法を学びたいと思いながら、いまだにできないでいます。それからもう一つ。弁護士として活動する場合、それまでのどのような経験も役に立ちます。したがって、いろいろな経験を積まれた方がよいと思います。私の経験というものは決して多くありませんが、また経験が直接役立つと言うことはなくても、いろいろな経験をすることが人間の幅を広げることになる、人間力を高めることになると思います。

○ さきほどの過払金に関する最高裁判決の件です。あの判決が出るに際しては、ずいぶん弁護士の先生方のご努力があったのだということをおぼろげに知りました。最高裁の考え方を考えるには、やはり外部の力がないといけなんでしょうか。

竹森 そうですね。私たち弁護士は法曹一元を目指すというおぼろげな理想がありますが、なかなかその途は遠いと思います。日本の裁判官は、キャリア制度になっていて、社会経験を積んだことのない人々がそのまま裁判官になっていくことの弊害は、昔から指摘されています。しかし、まだ

解決されていません。ひとつ補足しておきますと、過払金返還に関する訴訟においては、大学の先生方にいろいろな意見書を書いていただいたことも大きな力になっています。

○ 業務妨害のお話がありました。外国人の不法滞在等について相談を受けられるような場合もあるのではないかと思います。文化的背景の異なる相談者について特に留意されることはありますか。

竹森 文化の違いはあります。日本人が問題を起こした場合には素直に謝るようにアドバイスすることが多い。しかし、外国人の場合、明白な証拠が出るまでは自らの行為を否定するという文化もあります。したがって、今日外国人に関係する事件が増加した状況下で、民事でも刑事でもその文化の違いを常に念頭におく必要はあると思います。

○ 離婚事件においてもあるように思うのですが、実際の事件では、一方では当事者が主張する、あるいは確信する事実がある。しかし、それは他方では証拠と一致しないような場合、弁護活動ではどちらに比重がおかれるのでしょうか。

竹森 真実に基づく判決が正義であるとすれば、現実論として、正義は必ず勝つとはいえません。民事訴訟では、弁論主義やそれに伴う事実認定の仕方があります。裁判で認定された事実は、証拠法則に基づくものであって、真実であるとは断定できないのです。証拠が重要です。

司会 時間が尽きました。これで本日の講演を終わります。竹森先生ありがとうございます。